

総務庁長官 小里 貞利 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第255号の答申

家計調査及び単身世帯収支調査の改正について

総務庁は、家計調査（指定統計第56号を作成するための調査）について、諮問第241号の答申「平成6年度から実施が予定されている農業経営調査（仮称）の計画について」における家計統計一般の問題の指摘等を踏まえ、従来、調査対象から除外されてきた農林漁業を営む世帯（以下「農林漁家世帯」という。）を調査対象の範囲に含めて実施したいとしている。

また、総務庁は、現在、家計調査とは別に実施されている単身世帯収支調査（統計報告の徴集）について、単身世帯の家計収支の動向をよりの確に把握するため、標本設計、調査方法等の一部変更を行うとともに、家計調査結果と単身世帯収支調査結果とを併せた結果を集計・公表することとしている。

本審議会は、これら調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」を踏まえ、今回の計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 家計収支を明らかにする統計の体系

総務庁は、家計調査及び単身世帯収支調査について、我が国のすべての世帯を対象とする家計収支の動向を明らかにするため、上記諮問第241号の答申における家計統計一般の問題の指摘等を踏まえ、これまでは農業経営統計調査（指定統計第119号を作成するための調査）等において把握されてきた農林漁家世帯を調査対象の範囲に統合して調査するとともに、家計調査結果と単身世帯収支調査結果とを併せた結果を集計・公表する計画である。

このことは、我が国の社会経済、国民生活の変化等に対応して、我が国のすべての世帯を調査対象の範囲とする包括的な家計収支の動向を明らかにする統計体系を整備するものと評価できる。したがって、農林漁家世帯を含めた世帯に係る統計を主系列として位置付けることが適当である。

しかしながら、今回の改正計画では、家計調査及び単身世帯収支調査の調査結果の集計・公表を併せて行うにとどまり、調査の統合は見送られている。このことについては、単身世帯収支調査は、今回、若年単身者が多く居住する寮・寄宿舎の単位区（以下「寮・寄宿舎単位区」という。）の新設等により調査結果の精度向上が図られることに

なるものの、現段階では指定統計を作成するための調査（以下「指定統計調査」という。）である家計調査と十分比較可能な精度を確保できるような調査を実施していくことは困難と考えられることから、やむを得ないものと認められる。

なお、家計調査及び単身世帯収支調査の改正に合わせ、農業経営統計調査等における農林漁家世帯の家計費の支出内訳の把握を中止する必要がある。

2 今回の改正計画

(1) 標本設計

ア 農林漁家世帯を調査対象の範囲に含めることに伴う変更

今回の改正計画では、家計調査及び単身世帯収支調査ともに、農林漁家世帯を調査対象の範囲に含めるが、標本設計について、調査市町村及び調査単位区の選定方法は変更しない計画である。このことについては、データの継続性の確保、調査単位区を変更した場合の実査の困難性等の問題があり、現段階ではやむを得ないと考えられるが、次回の平成12年の国勢調査（指定統計第1号を作成するための調査）の結果に基づく標本設計に当たっては、調査市町村及び調査単位区の選定方法の見直しを行う必要がある。

また、農林漁家世帯を調査対象の範囲に含めることに伴い、家計調査の調査対象世帯は、単位区世帯名簿から勤労者世帯、勤労者世帯以外の世帯及び農林漁家世帯の3区分の世帯比率に応じて選定する計画である。

このことについては、家計収支を明らかにする統計は、農林漁家世帯を含めた世帯に係る結果が主系列と考えられることから、本来、勤労者世帯及び勤労者世帯以外の世帯の2区分の世帯比率に応じて選定することが適当である。しかしながら、農林漁家世帯を含めた2区分による集計結果の精度についてあらかじめ見込むことができず、現行系列に対する今回改正の影響を評価するためのデータを集積する必要があることから、次回の標本設計までの間については、3区分の世帯比率に応じた選定はやむを得ないと考えられる。

なお、次回の標本設計に当たっては、家計調査の調査対象世帯は、勤労者世帯及び勤労者世帯以外の世帯の2区分の世帯比率に応じて選定することが必要である。

イ 寮・寄宿舍単位区の追加

今回の単身世帯収支調査については、若年単身者の捕捉を向上させるため、新たに寮・寄宿舍単位区を設定する計画であるが、これにより、結果の精度向上が図られると認められる。

なお、調査対象世帯の協力を得られやすくするため、寮・寄宿舍を管理する企業に対して、調査実施者から協力要請等を行い、調査の円滑な実施を確保する必要がある。

(2) 調査事項

今回の改正計画では、農林漁家世帯を調査対象の範囲に含めることに伴い、調査事項について、世帯票に「耕地面積」、年間収入調査票に「農林漁業収入」及び「現物消費の見積り額」を追加することとしている。このことについては、従来からの時系

列の確保と農林漁家世帯に係るデータの需要に対応するものであり、おおむね妥当と認められる。

(3) 調査結果の集計・公表

今回の改正計画では、調査結果について、当面、従来の家計調査の結果表に加え、農林漁家世帯を含めた世帯に係る結果表の2系列で集計・公表する計画である。このことについては、現行系列の継続性を確保するものと認められるが、標本設計に係る上記課題への対応が図られた後は、農林漁家世帯を含めた世帯に係る結果表を主系列とすることが適当である。

また、我が国のすべての世帯を対象とした個人消費に係る指標として、家計調査結果と単身世帯収支調査結果とを併せた結果を四半期ごとに集計・公表する計画である。このことについては、我が国の家計収支の動向を総合的に明らかにするものであり、おおむね妥当と認められる。

なお、家計調査結果と単身世帯収支調査結果とを併せた結果については、指定統計調査及び統計報告の徴集の結果から作成された加工統計として位置付けることが適当であるが、当該統計について利用者の便宜を考慮して、主要結果を参考表として家計調査年報等に掲載することが望ましい。

3 非標本誤差に関する資料の提供

家計調査及び単身世帯収支調査においては、非回答世帯について、世帯主の年齢、世帯人員、1か月の家計費総額等を概括的に調査する準調査世帯票を作成している。準調査世帯票の集計結果は、家計調査の非標本誤差を知る上でも、また、家計調査の結果精度の向上を図るためにも有用な情報を提供するものと考えられる。他方、その作成については、実査機関である都道府県及び調査員における多大の事務負担を伴うものとなっている。

したがって、調査実施者は、準調査世帯票の作成に係る事務負担とその集計結果の利用とのバランスに配慮しつつ、準調査世帯票の在り方の検討を行うとともに、統計行政のより一層の透明性の向上を図る観点から、非標本誤差の評価を行い、標本誤差の結果分析及びこれらに附帯する情報と合わせて、その結果を公表・提供する必要がある。

4 定期的な検討の枠組み

家計調査及び単身世帯収支調査については、調査対象世帯の協力の確保、世帯内単身者の収支の捕捉、勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯における収入調査の充実、実査機関の事務負担の軽減等様々な課題が指摘されてきた。加えて、社会経済情勢の変化、取り分け、少子・高齢化の進展、規制緩和の進行という状況下において、家計収支の構造は大幅に変動することが見込まれる。

したがって、家計調査及び単身世帯収支調査の重要性にかんがみ、調査実施者は、これらの課題についての改善・検討を進め、本審議会にその検討状況、結果等を例えば標本設計の変更等の機会をとらえ、定期的に報告する必要がある。